

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

1 概要

本年5月に富士見地区に所在する家屋の評価について、納税者から問い合わせがあり、評価内容を確認したところ、建築当初の再建築費評点数の登録に誤りがあることが判明しました。当該物件については、納税者への説明、誤課税に係る還付及び返還は完了しておりますが、同様の事例が他にも存在する可能性があるため、同じ建築年を中心に複数年度の確認を行ったところ、複数の物件に同様の課税誤りがあることが判明したものです。

2 課税誤りの対象と内容

(1) 課税誤りの対象

旧富士見村において、平成5年度に家屋調査を実施し、平成6年度から新たに課税台帳に登録された非木造家屋の一部

(2) 課税誤りの内容

建築当初に算定した再建築費評点数を課税台帳に登録する際に、誤って評点一点当たりの価額（非木造：1.1）を乗じた再建築費評点数を登録してしまい、本来より高い評価額が算定されてしまったものです。

3 件数及び影響額

(1) 誤り件数

家屋：59棟 納税者：57人（個人：48人 法人：9団体）

(2) 固定資産税・都市計画税誤課税額

還付及び返還金額：約1,344万円

還付加算金及び返還金利息：約457万円

合計：約1,801万円

(3) その他の影響

国民健康保険税：22世帯に影響（旧資産割分）

返還金額：約40万円

返還金利息：約14万円

合計：約54万円

4 還付及び返還期間

最大20年間

※地方税法に基づく5年間の還付金及び前橋市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱に基づく15年間の返還金、並びに加算金及び利息相当額を還付、返還いたします。

5 原因

(1) 富士見村当時の職員の認識不足

(2) 富士見村当時の電算入力時のミス及び確認体制の不備

6 納税者への対応

職員が該当する納税者へ戸別訪問し、課税誤りのお詫びと還付等について説明します。市外の方につきましては、戸別訪問、または電話及び文書により連絡をさせていただきます。

7 再発防止策

- (1) 現在は、家屋の評価計算等について複数の職員によるチェックを行い、誤課税防止に努めておりますが、改めてチェック項目、チェック体制等を検証し、誤課税防止体制を強化していきます。
- (2) 課内研修等により、職員への課税に係る基本事項等の再確認を行うとともに、業務に対する意識の向上や取り組み姿勢の一層の向上を図ります。

担 当 資産税課 家屋第二係
電 話 027-898-6219 (直通)